

鳥取県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

根安川（Ⅰ-1-1-12-36）、ヒレジ谷川（Ⅰ-1-1-12-52）、落折川（Ⅰ-1-1-12-62）、管町谷川（Ⅱ-1-1-12-35）、弁天谷川（Ⅱ-1-1-12-41）、カジナミ川（Ⅱ-1-1-12-50）、上蓮道寺谷川（Ⅲ-1-1-12-1）、円徳谷川（Ⅲ-1-1-12-2）、上円徳谷川（Ⅲ-1-1-12-3）、下宮ノ谷川（Ⅲ-1-1-12-4）、宮ノ谷川（Ⅲ-1-1-12-5）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大炊地区（Ⅰ-1574）、湊見B地区（Ⅱ-3619）、吉川地区（Ⅱ-3620）、吉川B地区（Ⅱ-3621）、大野B地区（Ⅱ-3622）、浅井B地区（Ⅱ-3623）、岩屋堂E地区（Ⅱ-3624）、落折地区（Ⅱ-3625）、須澄B地区（Ⅱ-3626）、糸白見B地区（Ⅱ-3627）、春米D地区（Ⅱ-3628）、大炊B地区（Ⅱ-3629）、屋堂羅E地区（Ⅱ-3630）、屋堂羅F地区（Ⅱ-3631）、小船E地区（Ⅱ-3632）、小船F地区（Ⅱ-3633）、小船G地区（Ⅱ-3634）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

春米地区（25）、赤松地区（26）、長砂地区（27）、家の谷地区（28）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）